

総務部

副会長 円城寺 力 男

パソコン作成 療養費支給申請書妨害事件 確定二件

本件は、整復師の健康保険療養費支給申請書作成にあたり、被保険者の委任状作成について、厚生省通達にはないパソコン作成を理由に保険者が受け付け拒否を行ったため、厚生省通達では不可としても法律では不可としていないことから、保険者の法令無視をする通達乱用の是非を問う問題です。本件の意味は通達乱用の厳禁の警鐘として大事な事件となりました。日頃、当会指摘にまつまでもなく法令と通達・行政指導を混同し、乱用し、強者・保険者が弱者・患者・整復師に不当な嫌がらせや苛めを働く問題を、公の世界から正すことになりました。行政指導の大事は誰れでも理解します。だが、片務的通達をもって、行政指導三要件である適正性・合理性・任意性を無視するような乱用を働くことは厳禁です。今回、こうした法令無視の通達乱用が注意された件について報告紹介いたします。本件は、旧態依然な認識の者では理解することすら到底困難なことですが、整復師医療の正しい取り扱いの上からは当然のこととされたものです。

1. 損害賠償請求事件 横浜地方裁判所 平成 11 年(ワ)第 2897 号

訴 え

訴 状
原告 古 賀 功 一
被告 神奈川鉄鋼産業健康保険組合
損害賠償請求事件
訴訟物の価格金 11,172 円
貼用印紙額金 500 円

請求の趣旨

1. 被告は、原告に対し、金11,172円を支払え。
 2. 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決および仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因

1. 原告は、肩書地に所在する日本柔道整骨師会の会長であり、柔道整復師を業とするものである。
2. 被告は、健康保険法第25条に基づいて、設立された健康保険組合であり、登記なくして当然法人とされ、保健給付に関する訴訟については、行政庁とみなされている（健康保険法第42条の2）。
3. 訴外Aの子Bは平成10年12月20日腰部捻挫、右大腿部挫傷、頸部捻挫のため、平成11年2月1日から同年2月24日まで、訴外柔道整復師Cの治療を受け、その治療費は合計金15,960円であった（甲第1号証）。
4. 右訴外Bの治療費は健康保険の適用を受け、一部負担金金4,788円を除いて、金11,172円を被告に対し請求することになった。右訴外人の父で健康保険の加入者である訴外Aは、平成11年2月28日付療養費支給申請書のうち、療養費代理受領委任状欄に記名捺印して、原告に対し療養費受領の申請およびその代理受領を委任した。
5. 右請求手続は、いずれも施術をした柔道整復師Cが所属する日本柔道整骨師会会長である原告に、療養費の受領を委任する方法をとり、原告の印刷した療養費支給申請書に記名捺印する方法によって行われた。すなわち同申請書のうち、施術証明書の欄にCが、療養費受領委任状の欄にはAが、それぞれ記名の後へ捺印をした後、被告に提出したのである（甲第1号証、甲第2号証）。
6. しかるに被告は、右代理委任状欄に記載された右訴外Aの氏名が手書きによるものでないことを理由として、療養費支給申請書を原告に返戻してきた（甲第2号証、甲第3号証）。
7. 氏名の記載につき手書きが要求される場合は二つある。一つは署名であって、これは本人確認のため本人の自筆による手書きを要求する場合である。二つは記名であって、この場合は、本人でなく誰が書いてもよいのであり、（いうまでもなく活字やゴム印も有効である）その場合は、本人確認のため押印を要求される。
8. 療養費支給申請書に氏名の記載が要求される理由は、本人の意思確認のためであ

る。その根拠は、厚生省保険局医療課長通知によるもので、次の経過をたどっている。

- (1) 昭和61年6月6日保険発第57号「柔道整復師の施術に係る療養費の適正化について」
- (2) 平成9年7月3日事務次官等会議申合わせ「押印見直しガイドライン」
- (3) 平成11年2月10日保険発第12号「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」

9. 右通知(1)は、「施術料金の受取について受領委任の形式をとる場合、委任状の住所、氏名、委任年月日は患者の自筆によるものとし」と署名を要求していたが、右の通知(3)は、右通知(2)の申合せ（規制緩和を目的とする）にしたがい、署名を要求する項目を削除した。さらに、実施上の留意事項を改め、患者が住所、氏名、委任年月日を記入することが出来ない場合には、柔道整復師が代理記入し、患者から押印を受けることとした。その上にただし書きを加え、押印は患者のは印でも足りるとされている（甲第3号証）。
10. 患者の氏名記載の趣旨が、本人の請求意思確認のためであるとすれば、氏名を手書きにこだわる必要はないはずであり、活字、ゴム印、その他であっても氏名が記載されていれば、押印と併用することにより本人の意思確認の要求に答えることが出来るのである。
11. したがって、支給申請書が手書きでないとの理由で療養費の支給を停止したことは、もともと無効の処分であり、行政庁内部で手書きをするよう指導したとしても、それは国民に対して強要することは出来ないものである。原告が聞いたところによれば、厚生省当局は、患者の氏名はワープロ、活字、ゴム印等、いずれでもよいと答えたとのことであり、静岡県では、記名方法について何らの制限も加えられていない。
12. よって原告は、代理人として受領を委任された療養費が、もともと無効である被告の処分により支給されなかったため、柔道整復師の治療費に充当されるべき金員の支払を受けられず、訴外Aにつき金11,172円の損害を受けたので、被告に対し、請求の趣旨記載のとおり金員の支払を求める。
13. なお、柔道整復師に対する健康保険の療養費支払いは、医師の場合のように、医師の健康保険に対する債権の弁済と異なり、患者の健康保険に対する債権を柔道整復師が代理して受領し、受領と同時に柔道整復師の患者に対する治療費債権

と、相殺することによって清算される。これを療養費の受領委任の取扱いと称し、昭和18年3月30日保発第796号の各地方長官あての厚生省保険局長通達以来現在まで50年以上も続いている支払い方法である。

14. 前項の昭和18年3月30日保発第796号通知以来「受領委任」の取扱いは、柔道整復師が被保険者の住所、氏名、申請年月日を記載し、これに、被保険者の認印を押印して請求する取扱いとされていた。

15. 前記5項の(1)の「昭和61年6月6日保険発第57号」の取扱いについても、実態として患者・被保険者が署名忌避などをした場合に備えて、昭和61年7月17日、厚生省保険局医療課課長補佐中村清次より「内かん」(甲第4号証)が出され、同通知1項について「被保険者が自筆することが困難と認められる場合においては、(柔道整復師が)代理記入することも差し支えないこと。」として柔道整復師が記名することを認めている。柔道整復師による被保険者の氏名の代理記載は、パソコン等の普及により印刷をしても本件以外の請求では適法として取り扱われ、何ら問題は生じていない。

証拠方法

1. 甲第1号証 (療養費支給申請書)
1. 甲第2号証 (平成11年4月審査分返戻付せん)
1. 甲第3号証 (柔道整復師の施術に係る療養費について (通知))
1. 甲第4号証 (厚生省保険局医療課からの内かん)

添付書類

1. 甲各号証写 各1通

平成11年8月19日

原告 古賀 功 一

横浜地方裁判所 御中

証拠 略

被告答弁

答 弁 書

原告 古 賀 功 一
被告 神奈川鉄鋼産業健康保険組合

平成11年9月21日

横浜地方裁判所

第5民事部 い係 御中

請求の趣旨に対する答弁

1. 原告の請求を棄却する。
 2. 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因に対する答弁

1. 請求の原因1 認める。
2. 請求の原因2 認める。
3. 請求の原因3 不知。
4. 請求の原因4 訴外Aから原告宛に療養費の代理受領を委任した書類が被告宛に送達されたことは認め、その余は不知。
5. 請求の原因5 原告主張の文書が送達されたことは認め、その余の事実は不知。
6. 請求の原因6 認める。
7. 請求の原因7 認める。
8. 請求の原因8 認める。
 - (1) 認める。
 - (2) 不知。
 - (3) 認める。
9. 請求の原因9 認める。
10. 請求の原因10 原告の意見であり、認否しない。
11. 請求の原因11 争う。静岡県の取り扱いは不知。
12. 請求の原因12 争う。
13. 請求の原因13 不知。
14. 請求の原因14 不知。
15. 請求の原因15 前段は認め、その余りは争う。

被告の主張

1. 原告主張の療養費の代理受領の方法について、原告の主張の請求原因9の如く変更され、その通知が神奈川県福祉部保険指導課長名で発送されているが、右文書が被告へ到達したのは、平成11年4月2日である。原告から請求があったのは、平成11年3月25日であった。なお、原告主張の受取代理人欄の記載は、ワープロ、タイプ等で良くなったという点は認められないが、そのことのみで請求書を返戻すべきでないとしているのみで、有効か無効かまでは言及されていない。なお、右通知は神奈川県福祉部保険指導課から健康保険組合指導官名で同年6月8日被告に送達されてきている。したがって、被告が原告の請求書を返戻した時点においては、原告主張の如く明らかに無効であるとは言えなかったものである。
2. 被告は、一応本件訴訟において答弁し、原告請求分については既に支払っているが、本件訴訟における原告の請求は、債務不履行によるものか、不法行為によるものか明らかではない。仮に、債務不履行に基づくものであるとすれば、被告は、原告に対し、なんら債務不履行の責任はない。原告は、ただ代理受領権限を受任しているものであり、本来被告が債務不履行責任を追及されるのは、訴外Aからであり、原告からではない。また、不法行為に基づくものであるとすれば、訴外Aに対してならば格別、被告は、原告に対し、なんらの損害を与えていない。よって、原告の被告に対する請求は、棄却されるべきである。
3. 以上の事由により、本件訴訟は、訴外Aが原告となるのであればともかく、原告については訴外Aの代理人としての資格がないので、地方裁判所においては訴訟行為能力がない。
4. なお、原告が再度請求することなく、いきなり訴訟上の請求をなしてきたことについて、真意が不明である。被告としては、再度請求があれば支払いに応じることはやぶさかではなかった。
5. 本件請求については、前記の如く平成11年8月27日、被告は、請求額の金11,172円ならびに訴訟費用金6,900円（貼用印紙代金500円、郵券相当分金6,400円）計金18,072円を原告の預金口座へ振り込んで支払い済みであるので、原告の訴えについては理由がなく、請求は棄却されるべきである。

以上

証拠 略

原告準備書面

準 備 書 面

原告 古 賀 功 一

被告 神奈川鉄鋼産業健康保険組合

右当事者間の平成11年(ワ)第2897号損害賠償請求事件について、原告は次のとおり弁論を準備します。

平成11年9月24日

訴人 古 賀 功 一

横浜地方裁判所

第2民事部 御中

1. 被告の主張に対する反論

(1) 療養費の代理受領の方法について

イ、平成9年7月3日事務次官等会議申合せにより押印見直しガイドラインが定められた。

ロ、これに基づき平成10年1月12日、総務庁は「押印の見直し結果について」を発表した。その結果表によれば厚生省は521件の見直しを行い、うち107件は記名のみでよいとしたのである。

医療費支給申請についても老人医療費は、記名のみでよいとし、捺印を省略してよいとされている。

ハ、厚生省保険局医療課は、平成11年2月10日保険発第12号をもって、柔道整復師に係る療養費について通知を発した。これは、前記「押印見直しガイドライン(平成9年7月3日事務次官等会議申合せ)」に基づいて適正化を図るもので、昭和61年6月6日保険発第57号「柔道整復師の施術に係る療養費の適正化について」の一部改正をしたものである。

すなわち、療養費請求書の受取代理人欄について「患者から受領委任を受けた場合は、受取代理人欄に被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。ただし患者が印を有しないときは、患者の拇印を受けるだけで足りる取扱いとすること。(以下略)」と改正されたのである。

ニ、これは、行政の簡素化の趣旨に基くものであるが「柔道整復師が代理記入し」と書かれている部分について、この通知を受けた都道府県民生主管部（局）保険主管課（部）は、柔道整復師の手書きによる記入を要求し始めた。これは都道府県ごとにまちまちであり、この手書き記入の有無で療養費支払いをしたりしなかったり統一されていないのである。ことに悪質なものは、同一府県内で柔道整復師の原告にはこれを理由に支払いをストップし、他の柔道整復師には手書きでなくても支払うということで、差別扱い、いじめに利用されているのである。

ホ、本訴訟の目的は、かかる不公平な行政取扱いを正すことにあるが、被告の主張は、右ガイドラインの本旨に基かないで、通知の到達前であったから支払わないというのでは、適法であるにもかかわらず、これを無視する不当な行政指導として、承諾できないのである。一般国民ならともかく、行政庁とみなされている被告は、厚生省通知以前である昭和61年に厚生省の医療課長補佐から、内かんで記名捺印について通知を受けているのであり（甲第4号証）その中に代理記入は差支えないと明記されている。したがって、被告の主張する文書通知の日以前のことは、知らなかったとは言えないのである。

(2) 債務不履行か、不法行為によるものか

本件の支払いは、行政処分たる性質の保険給付と柔道整復施術料金の支払いという民事上の債権債務の弁済とを一つに結合した行為である。これは原告が希望して作り出したものではなく、請求の原因第10項に記載したとおり厚生省保険局が編み出して通達した巧妙な手法である。健康保険の給付はもともと医師の場合は、保険から医師へ直接支払われる仕組みで発足したが、柔道整復師は後に健康保険が適用されるようになったため、保険給付は患者に支払われる。患者は、保険とは別個に柔道整復師に支払うことになる。これを医師と同じように保険者から柔道整復師へ直接支払うように法律構成したのが、受領委任という方法であり患者の委任を受けて、委任状を付して請求することにより、柔道整復師が保険者から直接支払いを受けることにしたのである。この法律的性質は、保険給付は法律に基く行政処分であり、柔道整復師への支払いは契約に基く債務の履行である。（このことは総務庁行政監察局行政相談課の文書による回答に明記している。）

これは、受領委任という法形式をとっていながら保険給付金は患者の手元には全く渡らないで、事実は柔道整復師本人の債権の弁済に充当するシステムである。医師に対する保険給付は、医師の債権であるから医師に対する債権者は、これを差押

さえることができ、国税庁も税金債権で差押さえできるという通達を出している。ところが柔道整復師に対する債権で受領委任による保険給付を差押さえすることは出来ない。柔道整復師に入金されるのは、患者の代理人として患者への支払いとしてなされる社会保険給付であるからである。ところが柔道整復師に入金すると同時にその金は柔道整復師個人に対する民事上の弁済受領となる。委任事務の処理として患者本人にいったん渡して、患者から支払ってもらうのではない。患者と関係なく支払いが完了するのであり、患者は治療を受けたときは支払いをしていないのである。

このような、保険給付行政と個人債権の弁済の結合した一つの行為につき、債務不履行か不法行為かを分離することは不可能である。行政は当、不当か有効か無効かで争われる。通達の趣旨を読みちがえて、保険の支給を停止したのは不当な行政であるか無効の行為かいずれかで、国民に損害を加えたものである。

本件は、記名捺印に手書きを要求するという原被告間の契約上の手続にかかる紛争であり、社会保険給付を拒否すべき理由はどこにもない。被告の支払拒否は、行政の不作为と、原告に対する債務不履行になるが、これは行政庁と原告との契約に違反するもので、患者に対する債務不履行ではない。

以上

判 決

平成11年(ワ)第2897号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成11年9月21日

判 決

横浜市神奈川区

原告 古 賀 功 一

川崎市川崎区宮本町2番地27

被告 神奈川鉄鋼産業健康保険組合

主 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1. 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金11,172円を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言

2. 請求の趣旨に対する答弁

主文と同旨

第2 当事者の主張

1. 請求原因

(1) (当事者等)

- ① 原告は、柔道整復師を業とする者であり、屑書地に所在する訴外日本柔道整骨師会の会長である。
- ② 被告は、健康保険法の規定に基づいて設立された健康保険組合であり、登記なくして当然に法人とされ、保険給付に関する訴訟については、行政庁とみなされている。
- ③ 訴外A（以下「訴外A」という）は、被告の組合員たる被保険者である。
- ④ 訴外B（以下「訴外B」という）は、訴外Aの子であり、健康保険の被扶養者である。

(2) (訴外Bの負傷と治療)

訴外Bは、平成10年12月20日、腰部捻挫、右大腿部挫傷、頸部捻挫の傷害を負い、同11年2月1日から同月24日まで、訴外柔道整復師C（以下「訴外C」という）の治療を受け、その治療費（療養費）は合計金15,960円であった。

(3) (保険給付の額)

前項の訴外Bの療養費は、健康保険の適用を受け、訴外Aが被告に対して請求しうる金額は、一部負担金4,788円を除いた金11,172円であった。

(4) (療養費の支給申請と代理受領の委任)

訴外Aは、原告が印刷した平成11年2月28日付療養費支給申請書（以下「本件申請書」という）の療養費代理受領委任状欄に記名捺印して、原告に対し、療養費支給の申請及びその代理受領を委任した。

(5) (まとめ)

よって、原告は、被告に対し、訴外Aが被告に対して有する右療養費支給請

求権に基づき、金11,172円の支払を求める。

【本訴を提起するに至ったと原告が主張する事情】

(1) (柔道整復師に対する療養費支払方法について)

① 柔道整復師に対する健康保険の療養費支払いは、医師に対する健康保険の療養費支払いと異なり、患者の健康保険組合に対する債権を柔道整復師が代理して受領し、受領と同時に柔道整復師の患者に対する治療費債権と患者の柔道整復師に対する療養費返還請求権とを相殺することによって清算される。これを療養費の「受領委任の取扱い」と称し、昭和18年3月30日保発第796号の各地方長官あての厚生省保険局長通達（以下「昭和18年第796号」という）以来、現在まで50年以上も続いている支払方法である。

② 療養費支給申請書の氏名記載に関して発せられた厚生省保険局医療課長通知は、以下の経過を辿った。

1) 昭和61年6月6日保険発第57号「柔道整復師の施術に係る療養費の適正化について」（以下「昭和61年第57号」という）は、「施術料金の受取について受領委任の形式をとる場合、委任状の住所、氏名、委任年月日は患者の自筆によるものとし」として、署名を要求していた。

2) しかし、昭和61年第57号の取り扱いについては、患者・被保険者が署名忌避などをした場合に備えて、昭和61年7月17日、厚生省保険局医療課課長補佐中村清次より「内かん」が出され、同通知1項において「被保険者が自筆することが困難と認められる場合においては、(柔道整復師が)代理記入することも差し支えないこと。」として、柔道整復師が記入することを認めていた。

3) そして、平成11年2月10日保険発第12号「柔道整復師の施術にかかる療養費について（通知）」（以下「平成11年第12号」という）は、平成9年7月3日事務次官等会議申合わせ「押印見直しガイドライン」に従い、昭和61年第57号の署名を要求する項目を削除し、さらに、実施上の留意事項を改め、患者が住所、氏名、委任年月日を記入することができない場合には、柔道整復師が代理記入し、患者らか押印を受けることとした。

(2) (原告による療養費支給申請と本件申請書の返戻し)

平成11年第12号の発せられた後に、原告は、訴外Aの代理人として、被告に対し、療養費支給の申請をしたが、被告は、本件申請書の療養費代理受領委任

状欄に記載された訴外Aの氏名が手書きによるものでないことを理由として、本件申請書を原告に返戻してきた。

そこで原告は、右返戻処分が無効であるので、本訴を提起するに至ったものである。

2. 請求原因に対する認否

(1) 請求原因(1)①、②は認める。

(2) 請求原因(1)③、④、(2)、(3)、(4)は知らない。

3. 抗弁一弁済

被告は、原告に対し、平成11年8月27日、本件療養費支給債務につき、原告の請求額11,172円及び訴訟費用6,900円の合計18,072円を、原告の預金口座に振り込む方法により支払った。

4. 抗弁に対する認否

抗弁は認める。

理 由

1. 請求原因(1)①、②の事実は当事者間に争いがない。

2. 甲第1号証及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(1)③、④、(2)、(3)及び(4)の事実が認められる。

3. 抗弁の事実は当事者間に争いがない。

4. 以上によれば、原告の本訴請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法67条1項本文、61条を適用して、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第5民事部

平成11年10月26日

事件の意味 「通達乱用」厳禁の警鐘

本件は整復師社会の行政権乱用の典型です。「資格と制度」や「法令と通達・行政指導」を混同し、乱用し、強者・保険者が弱者・患者・整復師に嫌らせや苛めを働く典型です。

国民のための制度を資格者のための制度と化し、資格者どおしの比較の下に強者が弱者に恩賜の制度とし、法令を無視する通達遵守の行政指導乱用を働き、弱者・患者・整復師に負担や犠牲を強制する非が注意されたものです。本件被告保険者は神奈川県当局の行政

指導に従い、神奈川県は厚生省当局の通達遵守を受けたものですが、健康保険法や民法では厚生省通達のような片務的委任の強制を行っていません。本件の意味は法令要件を超えた「通達」や「行政指導」の乱用に警鐘を鳴らすものです。

2. 損害賠償請求事件 横浜地方裁判所 平成11年(ワ)第2769号

訴 え

訴 状

原告 古 賀 功 一
被告 神 奈 川 県

損害賠償請求事件

訴訟物の価格金 25,801円

貼用印紙額金 500円

請求の趣旨

1. 被告は、原告に対し、金25,801円を支払え。
 2. 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決および仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因

1. 訴外Aは、平成10年11月15日、腰部捻挫および右肘関節捻挫、左肘関節捻挫のため、および平成11年2月1日頭部捻挫のため、平成11年2月1日から同年2月27日まで、横浜市神奈川区C整骨院において、柔道整復師である原告の治療を受け、その治療費は合計金32,252円であった（甲第1号証）。
2. 右訴外人の治療費は、健康保険の適用を受けるため、一部負担金（金6,451円）を除く金25,801円について、療養費支給申請書のうちの療養費代理受領委任状欄に記名捺印して、療養費の受領申請および代理受領を原告に委任した。原告はこれに基づき平成11年2月28日付で、神奈川県鶴見社会保険事務所に同訴外人の療養費の請求をした。

3. しかるに被告は、右代理委任状欄に記載された右訴外人らの氏名が手書きによるものでないことを理由として、療養費支給申請書を原告に返送してきた（甲第2号証）。
4. 氏名の記載につき手書きが要求される場合は二つある。一つは署名であって、これは本人確認のため本人の自筆による手書きを要求する場合である。二つは記名であって、この場合は、本人でなく誰が書いてもよいのであり、（いうまでもなく活字やゴム印も有効である）その場合は、本人確認のため押印を要求される。
5. 療養費支給申請書に氏名の記載が要求される理由は、本人の意思確認のためである。その根拠は、厚生省保険局医療課長通知によるもので、次の経過をたどっている。
 - (1) 昭和61年6月6日保険発第57号「柔道整復師の施術に係る療養費の適正化について」
 - (2) 平成9年7月3日事務次官等会議申合わせ「押印見直しガイドライン」
 - (3) 平成11年2月10日保険発第12号「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」
6. 右通知1は、「施術料金の受取について受領委任の形式をとる場合、委任状の住所、氏名、委任年月日は患者の自筆によるものとし」と署名を要求していたが、右の通知3は、右通知2の申合せ（規制緩和を目的とする）にしたがい、署名を要求する項目を削除した。さらに、実施上の留意事項を改め、患者が住所、氏名、委任年月日を記入することが出来ない場合には、柔道整復師が代理記入し、患者から押印を受けるとした。その上にただし書きを加え、押印は患者の拇印でも足りるとされている（甲第3号証）。
7. 患者の氏名記載の趣旨が、本人の請求意思確認のためであるとすれば、氏名を手書きにこだわる必要はないはずであり、活字、ゴム印、その他であっても氏名が記載されていれば、押印と併用することにより本人の意思確認の要求に答えることが出来るのである。
8. したがって、支給申請書が手書きでないとの理由で療養費の支給を停止したことは、もともと無効の処分であり、行政庁内部で手書きをするよう指導したとしても、それは国民に対して強要することは出来ないものである。原告が聞いたところによれば、厚生省当局は、患者の氏名はワープロ、活字、ゴム印等、いずれでもよいと答えたとのことであり、静岡県では、記名方法について何らの制限も加えられてい

ない。神奈川県の一部と千葉県の一部はこれら記名の場合、手書きを要求し、療養費の支払いを拒絶しているのである。

9. よって原告は、代理人として受領を委任された療養費が、もともと無効である被告の処分により支給されなかったため、柔道整復師の治療費に充当されるべき金員の支払を受けられず、訴外Aにつき金25,801円の損害を受けたので、被告に対し、請求の趣旨記載のと通りの金員の支払を求める。
10. なお、柔道整復師に対する健康保険の療養費支払いは、医師の場合のように、医師の健康保険に対する債権の弁済と異なり、患者の健康保険に対する債権を柔道整復師が、代理して受領し、受領と同時に柔道整復師の患者に対する治療費債権と、相殺することによって清算される。これを療養費の受領委任の取扱いと称し、昭和18年3月30日保発第796号の各地方長官あての厚生省保険局長通達以来現在まで50年以上も続いている支払い方法である。
11. 前項昭和18年3月30日保発第796号通知以来「受領委任」の取扱いは、柔道整復師が被保険者の住所、氏名、申請年月日を記載し、これに、被保険者の認印を押印して請求する取扱いとされた。
12. 前記5項の(1)の「昭和61年6月6日保険発第57号」の取扱いについても、実態として患者・被保険者が署名忌避などをした場合に備えて、昭和61年7月17日、厚生省保険局医療課課長補佐中村清次より「内かん」(甲第4号証)が出され、同通知1項について「被保険者が自筆することが困難と認められる場合においては、(柔道整復師が)代理記入することも差し支えないこと。」として柔道整復師が記名することを認めている。柔道整復師による被保険者の氏名の代理記載は、パソコン等の普及による印刷をしても本件以外の請求では適法として取り扱われ、何ら問題は生じていない。

証拠方法

1. 甲第1号証 (療養費支給申請書)
1. 甲第2号証 (平成11年4月審査分払戻付せん)
1. 甲第3号証 (柔道整復師の施術に係る療養費について (通知))
1. 甲第4号証 (厚生省保険局医療課からの内かん)

添付書類

1. 甲各号証写 各1通

平成11年7月30日

原告 古 賀 功 一
横浜地方裁判所 御中

被告答弁

平成11年（ワ）第2769号 損害賠償請求事件

原告 古 賀 功 一
被告 神 奈 川 県

平成11年9月2日
横浜地方裁判所第2民事部 御中

答 弁 書

第1 本案前の申立

原告の本件訴えを却下する
訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 本案前の申立の理由

原告の損害と称する金員は、訴状に記載されているように、訴外Aが柔道整復師に治療を受けた際の、治療費に係る健康保険給付金である。

この健康保険事業は、国の事業であるが、その施行は健康保険法施行令第1条の2により神奈川県知事が職権委任を受託し、さらに地方自治法附則第8条に基づき地方自治法規程第69条2号で指定された事務を地方自治法規程第70条の地方事務官である社会保険事務所に地方自治法規程第72条の規程により再委任し、実施されているものである。

このことから、健康保険事業に関する処分を争うのであれば、審査請求を経た後、本件であれば保険者である鶴見社会保険事務所長、あるいは神奈川県知事を被告として、訴えを提起すべきである。

また、損害賠償請求を提起するのであれば、不法行為を行ったとされる者を適切な被告として選定すべきである。

次に、本件の給付金は訴外Aが請求者であって、その請求手続きを原告が代理したにすぎないのであるから、仮に損害が生じたとすれば、それは請求者本人であって、代理人に損害が生ずることはあり得ないところである。

本件で原告が損害を被ったとする、その損害とは何か、釈明を求めるものである。

第3 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求を棄却する

訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第4 請求の原因に対する認否及び被告の主張は留保する。

付属書類

1 代理人指定書 1通

原告準備書面

準備書面

原告 古 賀 功 一

被告 神 奈 川 県

右当事者間の平成11年(ワ)第2769号損害賠償請求事件について、原告は次のとおり弁論を準備します。

平成11年9月16日

原告 古 賀 功 一

横浜地方裁判所

第2民事部 御中

記

1. 本案前の申立に対する答弁

- (1) 被告は、国からいわゆる機関委任事務として、健康保険法に基づく給付金の支払いをする権限を有することは認める。
- (2) 原告の主張は、健康保険事業に関する処分を争ったりしてはいない。
訴状をよく読めばわかるとおり、被告が請求書を返戻した行為が行政処分にあたるのかどうか、明治以来司法の世界では明白な「記名捺印」に手書きを要する根拠を問うているのである。
- (3) 被告は、原告の請求に対して、法令に違反しているのか、行政指導であるのか明

らかにせず、あいまのままに請求書を返戻して、原告に対する支払いを停止して精神的、経済的損害を加えた。

- (4) 被告の行為が正当であるならば、被告は行政庁として、いかなる行政措置をしたのか、その性質を国民である原告に明らかにすべきである。
- (5) 原告は、被告が行政処分ともいえない措置をして、原告と同じ取扱いを行っている他柔道整復師には適正として支払いながら、原告のみに不公平な支払拒絶をしたことの是正を求めているのである。
- (6) 柔道整復師に対する、療養費支給の特別な仕組みについては、訴状の10項以下に述べたとおりであり、その法律構成は総務庁行政監察局行政相談課の文書回答に基づき、主張したものである。したがって、不支給は原告から言えば、債務不履行であるが被告の行為は不法行為である。それは、厚生省通達が健康保険給付の支払いという行政処分と柔道整復師に対する患者の治療費支払いという民事上の行為を一度に解決するような巧妙な仕組みを作り出したからである。法律に基く行政手続きと契約に基づく弁済が合体した行為は、左の拘束が、違反した場合の効力がどうか前記文書回答も封切っておらず、契約は違反しても健康保険給付には影響しないとしている。
- (7) しかしながら本件の要点は、右の点ではなく、記名捺印の記名には活字、ゴム印、ワープロ、パソコンを含むということを認めるかどうかの一点にかかっているのである。これを認めればすべては従来どおり円滑に動くのであり、それが次官会議申合せによる、押印見直しガイドラインの趣旨である行政簡素化に資する道である。記名捺印は、被告との契約内容をなすものであり、仮にこれに違反したとしても健康保険給付は行政処分であり民事上の契約により行政上の拘束力は生じないはずである。したがって、被告は健康保険給付に影響させず、その支払いをなすべきである。

以上

和 解

事件の表示 平成11年(ワ)2769号

期日 平成11年12月21日

弁 論 の 要 領

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

横浜市神奈川区

原告 古 賀 功 一
被告 神 奈 川 県

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状記載のとおりであるからこれを引用する。

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

(別紙)

和 解 条 項

1. 原告は、鶴見社会保険事務所に対し、平成11年12月28日までに、法的に有効な委任状に基づき本件療養費支給申請書を提出する。
2. 前項の申請書が提出されたときは、被告は、原告に対し、平成12年1月末日限り、鶴見社会保険事務所をして、金25,801円を原告の預金口座に振り込んで支払う。
3. 原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
4. 訴訟費用は各自の負担とする。 以上

原告は、本件和解に基づき、被告から返戻された甲第1号証療養費支給申請書を平成11年12月28日、被告に請求し、被告から平成12年1月18日、金25,801円が支給された。

